

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第二十八号

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（平成十一年秋田県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「指定居宅介護支援事業者」を削る。

第二条第一項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十二号までを二号ずつ繰り上げ、第十号を第二十一号とし、第十三号から第十七号までを三号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の五号を加える。

十一 法第七百七条第一項の規定による開設の許可の申請

十二 法第七百七条第二項の規定による変更の許可の申請

十三 法第八百八条第一項の規定による法第七百七条第一項の開設の許可の更新の申請

十四 法第九百九条第一項又は第二項の規定による承認の申請

十五 法第一百二十二条第一項第四号の規定による許可の申請

第二条第二項第二号中「第九十九条」の下に「、第一百十三条」を加え、同項第四号中「第一百五条」の下に「及び第一百四条の八」を加える。

第四条第一項中「第三号」の下に「、第七号」を加え、「第十一号」を「第十号」に、「及び第十八号」を「、第十五号、第十七号及び第二十一号」に、「第五号及び第九号」を「第七号」に改め、同条第二項中「第九号、第十一号、第十二号及び第十四号」を「第七号、第九号、第十号、第十二号、第十四号、第十五号及び第十七号」に改め、同条第三項第一号及び第二号中「又は介護療養型医療施設」を削り、同条第五項中「、第八十四条第一項」を削り、「第一百五十条の九第一項」の下に「、第一百十四条の六第一項」を加える。

第五条第一項中「、第八十三条の二第四項」を削り、「第一百三十三条第四項」の下に「、第一百四条の五第四項」を加え

る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。